

熊本市立五福小学校部活動規約

第1条 目的・方法

本校の児童の健全な発達と明るく豊かな生活の形成と人間性の育成を図ることを目的とする。

目的を達成するための方針として、本校部活動を教育活動としてとらえ児童の人格形成上の素地をつくるため、児童の心身の発達の特性を掌握した適切な内容と方法を考慮し、児童の心身の状態を生かした指導を行うため、その任に本校全教員があたる。

第2条 部活動委員会

部活動についての最高顧問機関として、部活動委員会を設ける。

第3条 委員会の構成

委員会には次の役員を置く。

・委員長 1名 ・副委員長 1名 ・部活動主任 ・各部部長 1名

- (1) 委員長は校長があたる。
- (2) 副委員長は教頭があたる。
- (3) 部活動主任、各部部長及び指導者は本校教員があたり、委員長がこれを委嘱する。

第4条 委員会の任務

部活動の目的を達成するために部活動育成のための計画、運営に関する事項の審議及び活動を行う。

第5条 委員会の開催

委員会の開催は定例会と緊急会の二種とし委員長が招集する。

- (1) 定例会は学期1回とする。
- (2) 緊急会は部活動の運営上緊急事態が発生したとき、その都度開催する。

第6条 部構成

五福小学校部活動として総合運動部を置く。

第7条 部長・指導者

総合部長・各部長及び指導者は本校職員をもってあてる。総合部長は各部長との連携を保ち、各部の活動に関する事項の連絡、調整及び指導にあたる。

第8条 活動に関する事項

具体的な活動については年間計画を作成し、前月末まで月間計画表を委員会へ提出する。

(1) 練習日数は週2日以内とする。

(2) 土曜日、日曜日、祝日は練習を行わないものとする。但し、特別な場合は部長より総合部長へ連絡し、委員長へ届けて許可を得て行うものとする。その場合、土曜日、日曜日のいずれかを活動日として、一方を休養日とする。

(3) 練習時間は1日1時間30分以内とし、年間を通して17時30分までとする。

(4) 長期休業中も同じ。

第9条 部活動対象学年

(1) 入部は4年生以上を原則とする。

(2) 入部者は全員、日本スポーツ振興センター及び熊本県PTA災害見舞金制度に加入するものとする。尚、部活動振興会にも入会するものとする。

第10条 その他の活動

(1) 学校教育活動以外の大会及びその他の活動の参加については、教育的配慮のもとに精選して年間計画を立て、委員長の指導及び五福小学校部活動振興会会長の了解を受ける。但し、原則として一月2回の試合数、週4日以内の活動の範囲内で行うものとする。(第8条6を適用)

(2) 上記の活動に参加する場合は、児童の学業、心身の健康、安全等について適切な配慮を行うよう保護者に対して指導を行う。

第11条 補償

活動中による不慮の事故に対する補償は日本スポーツ振興センター及び熊本県PTA災害見舞金の補償によるものとする。

第12条 学校行事との調整

学校行事と部活動が重複する場合は学校行事を優先するものとする。

付則 本規約は令和2年5月18日より施行する。